規則

布 学校職 する。 員 \mathcal{O} 期 末手当及 び 勤勉手当に 関す んる規則 \mathcal{O} __ 部 を改正 す る規則をここ に 公

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十号

規則第四号) 学校職員の 学校職員の 0) 期末手当及び勤勉手当に関する規則 _ 部を次のように改正する。 期末手当及び勤勉手当に 関 する 規則 (昭和三十九年埼玉県教育委員会 \mathcal{O} _ 部 を改 正する 規則

に、 職員」を「定年前再任用短時 下に 間勤 \mathcal{O} 六第一項若し 第三条第二号中 務職員」 「法第二十 _0 以 下 を 「県職員条例」という。 八条の < 「定年前再任用短時間勤務職員」 は第二項」 「第二十八条の 五第一項」 間勤務 を「第二十二条の を 四第一項、 職員」に改める。 「法第二十二条の 」を加え、 第二十 四第一 に改め、 同条第三号中 八 項又は第二十二条の五第一項」 条の五第 四第一項」 同号 口 「再任用短時 に、 項 中「第十九号」の 又は 「再任 第二十 用短時 間 勤務

号を加える。 第六条第二項中第七号を第八号とし、 第五条中「再任用短時間 勤務職員」を 第六号を第七号とし、 「定年前再任用短時 間 勤務職員」 第五号の 次に に 改め 次 0

六 な か 法第二十六条 った 期間 に 0 \mathcal{O} 三第 V ては _ 項 その二分 \mathcal{O} 規 定に \mathcal{O} ょ る高齢者部 \mathcal{O} 期間 分 休 業の 承認を受け て 勤 務 L

改 める。 第 七条第一 項中 「再 任 用 短 時 間 勤 務 職員」 を 「定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務職 員 に

第十二条第二項に次の一号を加える。

十 二 しな かつた期間 法第二十六 条の三第 __ 項 0 規定に ょ る高 齢 者部 分 休 業 \mathcal{O} 承 認を受け 7 勤 務

に改める。 分 「百分の百以下」 の二百十」を 十四条中 「再任 「百分の二百」に、 を 用 「百分の九十五以下」 学 校職員」を 「定年 「百分の二百五 に、 前 再任用 「百分の 土十」を 短時 百二十」 間 勤務学校 「百分の二百四十」 を 「百分の百十五」 職員」 に、 百百

附則

(施行期日)

1 \mathcal{O} 規則は、 令 和 五. 年 兀 月 _ 日 カュ 5 施行 す る。

(経過措置)

2 暫定 一再任用 職 員 地地 方 公 公務員法 \mathcal{O} 部 を改正する法 律 (令和三年法律第六十三

び 第二十二条 合 6 第七 規定 う。 合を含む。 5 を含 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 す 条 規定を令 規定する短時 下 を令 る \mathcal{O} で地方公務員 令 の 五 規 短時間勤務 定 和三年 和三年 を適用 第一 又は 和三 第五 年改 項 間 条 改 第 改 勤務 法 第 正 正 す \mathcal{O} 七 \mathcal{O} 規定に 職を占 条第 る 正 法 (昭 法 \mathcal{O} 項 附 若 職 附 和 _ 則 <u>-</u>+ 項 若 を占 則 \Diamond ょ 第 11 る り 第 < 九 う。 条第三 採用 は第三 ŧ 8 五. 九 L 条第三項 る 年 \mathcal{O} < لح さ ŧ 法 は み れ 第三 項 項 \mathcal{O} 則 律第二百六 な た 第四 は \mathcal{O} 第六条 規 職員で同法第二 項 \mathcal{O} L 定 規 同法 \mathcal{O} て、 定 規 第二十二 定 12 第 +ょ 改 正後 項若 に ょ り 号) 項若 読 より り 読 4 \mathcal{O} 第三条、 十二条 条 採 第二十二 4 < \mathcal{O} 用 替 < え 兀 さ え は 7 第 第二 \mathcal{O} れ 7 適用 適 第 五 几 条 た 項 \mathcal{O} 職 用 す 第 項 項 する 条 又 兀 員 項 は 及 を 第

5 勤 務 を 5 \mathcal{O} 暫定 を \mathcal{O} 11 う。 定 に 含む。 む。 再 職を占めるものとみなし 規定を令 任 ょ 用 令 り 採用 は、 和三年 学 和三年改 又 第 五 校 さ は 地 職 れ 方 第 条 改 員 た学校 第 正法 公務員法 七 **令** 条 正 項 若 附 和三 第 法 職 附 _ 則 員で 項 若 第 年 て、 第二十二条 則 L 第 < 九 改 条第三 改 正 同 九 は 正法 第三 法 条第三項 < 後の第十四 第二十二条 附 は 第三項 項、 項 \mathcal{O} 則 四第 \mathcal{O} 第 第六条 規定に 兀 \mathcal{O} 規 条第 \mathcal{O} _ 条の 定に \mathcal{O} 項 規 又 定 兀 第 ょ 規定を適用する。 は 第 に ょ り 項 項 若 読 若 第二十二条 _ ょ り 項 読 4 り 採 に 4 < 規 用 < え は 定する さ え は て 第 適用 第二 \mathcal{O} れ て適 た 五 項 短 学 用 項 す する 校 項 職